

○ 認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録)</p> <p>第六条 改正法附則第二条第四項において読み替えて準用する法第四            条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子計算機に備            えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式            その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られ            る記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに            係る記録媒体をいう。第八章を除き、以下同じ。）をもつて調製            するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>(業務運営に関する措置)</p> <p>第二十三条 「略」</p> <p>2 所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、前項第一            号から第五号までの規定による書面の交付に代えて、第五項で定            めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記            載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電            子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用す            る方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方            法」という。）により提供することができる。この場合において</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第六条 改正法附則第二条第四項において読み替えて準用する法第            四            条第三項に規定する主務省令で定めるもの及び改正法附則第四            条第十七項において読み替えて準用する法第七十六条に規定す            る主務省令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準            ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物            をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>(業務運営に関する措置)</p> <p>第二十三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p>

、当該所属認可特定保険業者のために保険募集を行う者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔3〕6 略〕

(清算人が提出する電磁的記録)

第九十一条の二 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十六条に規定する主務省令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(電磁的記録による保存)

第九十六条の四 民間事業者等が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下この章において同じ。)をもって調製するファイルにより保存する方法

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(第八章及び第九十九条第一項第二号において「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔3〕6 同上〕

〔条を加える。〕

(電磁的記録による保存)

第九十六条の四 「同上」

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

〔2・3 略〕

（電磁的記録による作成）

第九十六条の六 民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前条の作成に代えて当該作成すべき書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第九十六条の十 民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 〔略〕

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法

2 〔略〕

（保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法）

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

〔2・3 同上〕

（電磁的記録による作成）

第九十六条の六 民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前条の作成に代えて当該作成すべき書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

（電磁的記録による交付等）

第九十六条の十 〔同上〕

一 〔同上〕

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法

2 〔同上〕

（保険契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法）

<p>第九十九条 改正法附則第四条の二において読み替えて準用する法      第三百九条第二項に規定する電子情報処理組織を使用する方法そ      の他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定める      ものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべ      き事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2〕4 略</p>	<p>第九十九条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべ      き事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2〕4 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	